

南アルプス市の給与・定員管理等について

令和7年度版

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6	71,726	38,843,269	2,234,986	7,039,228	18.1	17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
令和6	573	2,230,963	505,089	949,603	3,685,655	6,432	6,207

- 職員手当には退職手当を含まない。
- 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給 A	公務員の 支給月額 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート) の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行い、その他、各種手当について見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額引上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準2%に対し、南アルプス市においても2%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。平成28年4月1日から3%を支給し、国基準の見直しに合わせ、令和7年4月1日から2%に引き下げ支給。

(参考)

	平成 26年度	平成27年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 28 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		4月1日 時点	遡及 改定後											
国基準による 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	2%
南アルプス市の 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	2%

③その他の見直し

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南アルプス市	42.9 歳	335,816 円	404,444 円	367,130 円
山梨県	42.7 歳	336,855 円	413,968 円	371,295 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	- 円
類似団体	42.8 歳	329,201 円	389,817 円	357,126 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南アルプス市	47.4 歳	7 人	287,543 円	310,895 円	296,135 円	-	-	-	-
うち学校給食員	57.0 歳	2 人	305,900 円	338,735 円	321,963 円	調理従事者	49.2 歳	267,100 円	1.27
山梨県	56.2 歳	61 人	355,160 円	405,115 円	374,064 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	- 円	-	-	-	-
類似団体	53.8 歳	18 人	316,715 円	342,155 円	329,586 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
南アルプス市	-	-	-
うち学校給食員	5,607,603 円	3,469,800 円	1.62

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
南アルプス市	38.7 歳	338,758 円	415,522 円	393,279 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	39.4 歳	319,696 円	399,550 円	352,417 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (7年4月1日現在)

区 分		南アルプス市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	226,728 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	195,472 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	211,000 円	199,995 円	-
	中学卒	-	186,628 円	-
教育職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-
消防職	大学卒	249,900 円	-	-
	高校卒	213,000 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (7年4月1日現在)

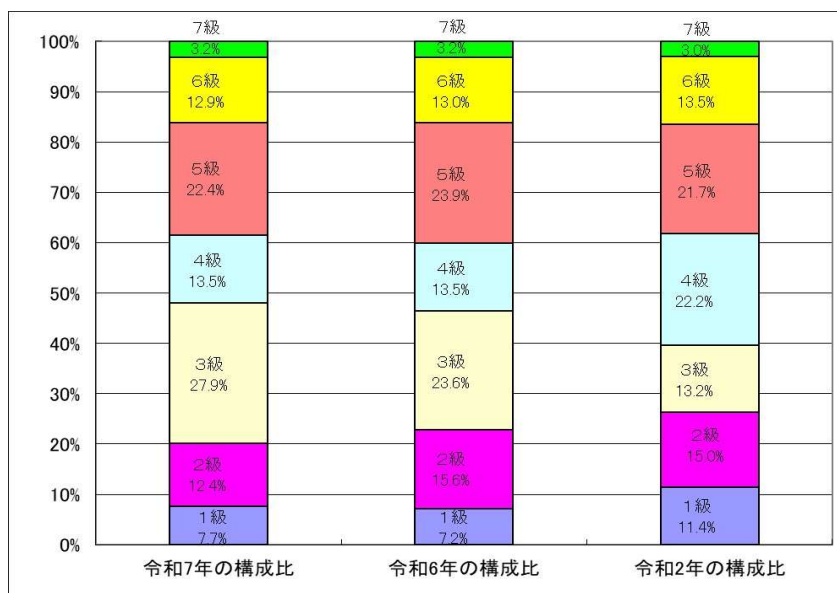
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	289,200 円	373,500 円	390,400 円	404,600 円
	高校卒	- 円	343,100 円	374,200 円	393,300 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3. 一般行政職の級別職員数の状況

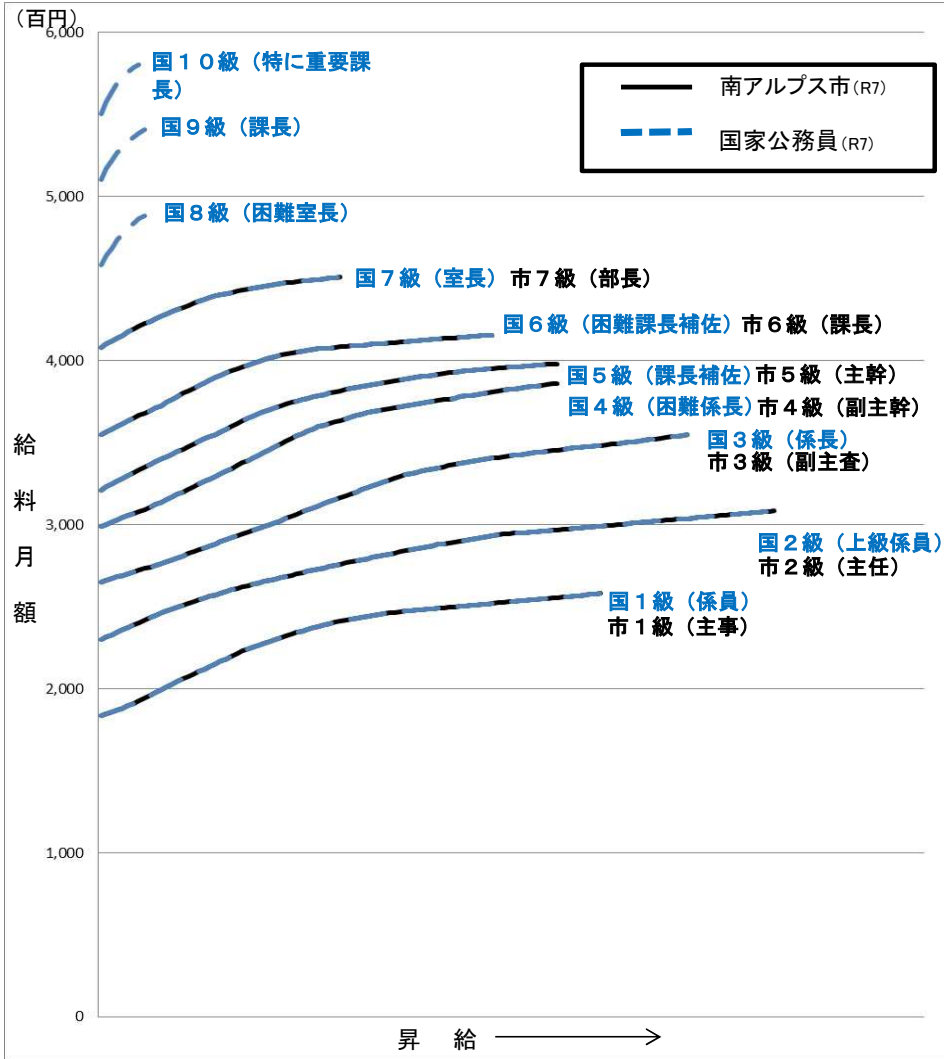
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7 級	部長	11 人	3.2 %	408,300 円	450,900 円
6 級	参事、課長	45 人	12.9 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課長補佐、主幹	78 人	22.4 %	321,300 円	398,200 円
4 級	副主幹	47 人	13.5 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主査、副主査	97 人	27.9 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主任	43 人	12.4 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事、技師	27 人	7.7 %	183,500 円	258,100 円

(注) 1 南アルプス市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（南アルプス市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南アルプス市		山梨県		国	
1人当たり平均支給額(6年度) 1,665 千円		1人当たり平均支給額(6年度) 1,695 千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 措置なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

南アルプス市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 50～59歳(2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2%～45%)	
1人当たり平均支給額	3,617 千円	22,837 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		70,458 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		122,749 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内	2 %	574 人	2 %

(4) 特殊勤務手当 (7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		4,454 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		48,414 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		16.0 %		
手当の種類(手当数)		条例手当数	6 (うち6年度支給手当数 4)	
手当の名称	主な支給職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
救急業務手当	消防署職員	救急業務に従事した消防職員	2,883 千円	消防職員:200円 救急救命士:250円
夜間特殊業務手当	消防署職員	消防職員で交代制勤務を正規の勤務としている者が、深夜に通信業務に従事したとき	1,326 千円	深夜の勤務時間が5時間超:250円 2時間～5時間:170円 2時間未満:140円
火災出動手当	消防署職員	火災出動に従事した職員	110 千円	ポンプ車隊員等:200円 はしご車隊員等:400円
滞納整理手当	納税課職員	市税等の滞納整理に関する事務又は補助事務に従事した職員	135 千円	差押300円/件、引上げ500円/件、 公売300円/件
防疫等作業手当	防疫等従事職員	感染症の患者等の救護、その物件の処理、病原体の検査、死体の処理に従事した職員	0 千円	従事した1日あたり:500円 (死体解剖は1時間)
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の保護及び病院等への収容又は死体処理等に従事した職員	0 千円	1回:1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	202,264 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	379 千円
支給実績(5年度決算)	185,898 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	362 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績(令和6年度)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①扶養親族たる配偶者 3,000円/月 ②扶養親族たる子 11,500円/月 ③扶養親族たる父母等 6,500円/月 満15歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		57,003 千円	238,507 円
住居手当	・借家・借間に居住し、16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃額に応じて最高28,000円まで	同じ		27,351 千円	258,029 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通機関等利用者 ・6ヶ月定期券等の額を一括支給 ②交通用具使用者 ・通勤距離2km～20kmのとき距離に応じて3,000円～11,800円を支給、20kmを超えるとき1kmにつき580円を加算 ③ ①及び②の併用者 ・①及び②により算出した額の合計額(上限15万円)	①同じ ②異なる ③同じ	②交通用具使用者の距離区分と手当額	25,578 千円	52,848 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務時間に1時間当たりの給与額の135/100を乗じた額	同じ		27,880 千円	398,279 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 4,400円/回	同じ		1,610 千円	5,611 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により平日の午後10時以降又は週休日等に勤務した場合に支給 2,500円～9,000円/回支給	異なる	職及び支給額	440 千円	36,646 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員(消防職員にあっては、睡眠時間中に割り振られて勤務する職員)に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		6,963 千円	98,066 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じ 49,600円～80,200円を支給	異なる	職及び支給額	62,482 千円	752,790 円

5. 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日）

区 分		給料月額等		
給料	市 長	800,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,104,000 円 / 412,500 円	
	副 市 長	640,000 円	822,000 円 / 621,000 円	
	教 育 長	578,000 円	— —	
報酬	議 長	400,000 円	535,000 円 / 390,000 円	
	副 議 長	360,000 円	475,000 円 / 325,500 円	
	議 員	350,000 円	441,000 円 / 303,000 円	
期末手当	市 長 副 市 長 教 育 長	(6年度支給割合) 4.50 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.50 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期目の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×在職月数×0.42	16,128,000	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.25	7,680,000	任期毎
	教 育 長	給料月額×在職月数×0.20	4,161,600	任期毎
	備 考			

- (注) (1) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
(2) 退職手当の「1期目の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

令和7年度版

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年度	令和7年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	124	121	△ 3	業務減
		税務	30	29	△ 1	業務減
		労働	0	0	0	
		農水	24	25	1	業務増
		商工	19	19	0	
		土木	31	31	0	
		民生	151	161	10	業務増
	衛生	35	34	△ 1	業務減	
		計	418	424	6	(参考) 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 68.25人)
	教育部門	65	65	0		
	消防部門	90	93	3	業務増	
	小 計	573	582	9	(参考) 人口1万人当たり職員数 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 87.51人)	
公営企業会計等部門	病院					
	水道	24	23	△ 1	業務減	
	交通	0	0	0		
	下水道	12	12	0		
	その他	31	24	△ 7	業務減	
	小 計	67	59	△ 8		
合 計			640	641	1	(参考)
			[666]	[666]	[0]	人口1万人当たり職員数 89.37人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	30人	51人	69人	74人	55人	49人	75人	79人	90人	59人	10人	641人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		394	399	407	409	418	424	30	7.6%
教育		63	62	64	66	65	65	2	3.2%
消防		92	90	92	93	90	93	1	1.1%
普通会計		549	551	563	568	573	582	33	6.0%
公営企業等会計		75	69	66	64	67	59	△16	-21.3%
総合計		624	620	629	632	640	641	17	2.7%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7. 公営企業職員の状況

(1) 水道、下水道事業、交通事業

平成7年度版

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費人件費率
年度	千円	千円	千円	%	%
令和6	2,919,251	388,580	179,159	6.1	5.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費59,481千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費	(参考)市町村(政令 指定都市を除く) 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6	36	145,549	31,106	61,984	238,639	6,629	水道事業7,100 下水道事業7,007

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(7年4月1日現在)

○水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南アルプス市公営企業職員	45.3 歳	362,298 円	548,754 円
団体平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

○下水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南アルプス市公営企業職員	42.6 歳	353,057 円	543,347 円
団体平均	44.6 歳	374,475 円	574,862 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南アルプス市公営企業職員		南アルプス市一般行政職	
1人当たり平均支給額(6年度)		1人当たり平均支給額(6年度)	
1,722 千円		1,665 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	
・管理職加算 措置なし		・管理職加算 措置なし	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

南アルプス市公営企業職員			南アルプス市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 50～59歳(2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 50～59歳(2%～20%)		
1人当たり平均支給額	-	千円 - 千円	1人当たり平均支給額	3,617 千円	22,837 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。（-は対象者複数に満たない場合）
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		4,620 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		128,337 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
市内	2 %	36 人	2 %

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		25 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		2,300 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		30.6 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算) 左記職員に対する支給単価
宿日直出動手当	上下水道局の宿日直者	上下水道局の宿日直業務中に、給排水管の破裂などにより、現場へ出動した場合	25 千円 出動1回につき、1,100円
冬季特別手当	上下水道局職員	上下水道局職員に対し、12月から翌年2月までの3ヶ月間支給	0 千円 8,000円/月

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	12,062 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	402 千円
支給実績(5年度決算)	10,096 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	374 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績（6年度決算）と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①扶養親族たる配偶者 3,000円/月 ②扶養親族たる子 11,500円/月 ③扶養親族たる父母等 6,500円/月 満15歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		3,871 千円	215,056 円
住居手当	・借家・借間に居住し、16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃額に応じて最高28,000円まで	同じ		825 千円	275,024 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通機関等利用者 ・6ヶ月定期券等の額を一括支給 ②交通用具使用者 ・通勤距離2km～20kmのとき距離に応じて3,000円～11,800円を支給、20kmを超えるとき1kmにつき580円を加算 ③ ①及び②の併用者 ①及び②により算出した額の合計額(上限15万円)	①同じ ②異なる ③同じ		1,690 千円	54,506 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 支給額4,400円/回	同じ		1,074 千円	37,021 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 2,500円～9,000円/回支給	異なる		- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		- 千円	- 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じ 49,600円～80,200円を支給	異なる		4,584 千円	764,000 円